第６章

防災指針

１　策定の目的........................... 80

２　防災指針の位置づけ.................. 80

３　災害リスクの整理.................... 81

４　災害リスクの分析.................... 91

５　課題の整理........................... 102

６　防災街づくりの取組方針............ 114

第６章　防災指針

1　策定の目的

近年、気候変動の影響により、局地的大雨や線状降水帯による河川氾濫や土石流の発生などの自然災害が、全国各地で激甚化・頻発化しており、住民の生命や財産、社会経済に甚大な影響を及ぼしています。このことから、「防災・減災」は街づくりにおける主要なテーマの一つとなっています。

本市においては、水害や土砂災害などのほか、高度経済成長期に急激な宅地開発が行われたことで都市化が進み、木造密集市街地が形成されたため、火災リスクも懸念されます。

防災指針は、想定される災害リスクを分析し、それらの災害規模に応じた具体的な防災・減災対策を位置づけ、主に居住誘導区域における防災・減災の街づくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じていくために定めるものです。

2　防災指針の位置づけ

居住誘導区域における都市の防災機能の確保を図るため、所沢市地域防災計画、所沢市国土強靭化計画及び所沢市マチごとエコタウン推進計画（所沢市地球温暖化対策実行計画）などの関連計画との整合・連携を図りながら、都市計画の観点を踏まえ、総合的かつ計画的な防災・減災の街づくりを進めるための指針として位置づけます。

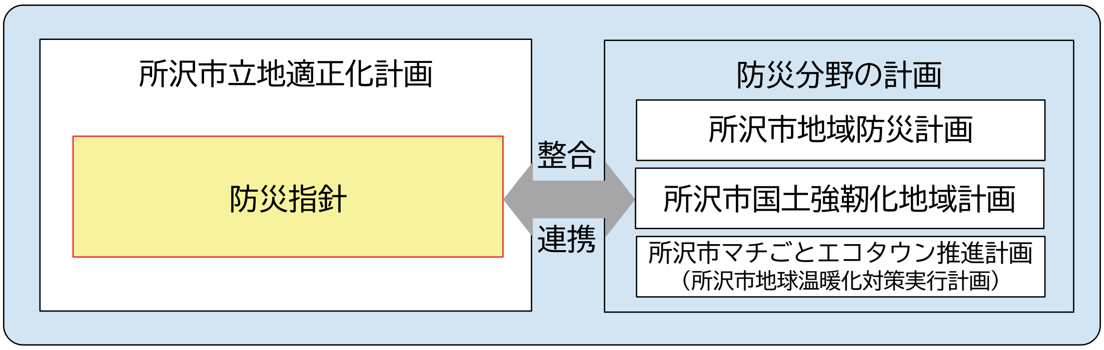

図 6-1　防災指針と関連計画

3 災害リスクの整理

（1）水害

①外水氾濫（洪水）

ア 浸水規模

想定最大規模降雨※1 の場合、東川及び柳瀬川沿いで浸水が想定されています。東所沢駅南側の清瀬市境付近など、柳瀬川沿いの一部を除き、ほとんどの区域で浸水の深さが 1.0 メートル未満となっています。

計画規模降雨※2 の場合、居住誘導区域のうち東川及び柳瀬川沿いで局所的に浸水し、東川沿いではほとんどが 1.0 メートル未満となっています。柳瀬川沿いでは、東所沢駅南側の清瀬市境付近の一部などで 1.0 メートル以上となる箇所がありますが、ほとんどの区域で 1.0 メートル未満となっています。

※1 想定最大規模降雨
「想定し得る最大規模の降雨」のことで、発生頻度としては 1,000 年に 1 回程度の割合、1 年の間に発生する確率が 1/1,000 の降雨量とされている。当該河川に過去に降った雨だけでなく、近隣の河川に降った雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている 15 の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されている。

※2 計画規模降雨
「河川整備の目標とする降雨」のことで、発生頻度としては、100 年に 1 回程度の割合、1 年の間に発生する確率が 1/100 の降雨量とされている。

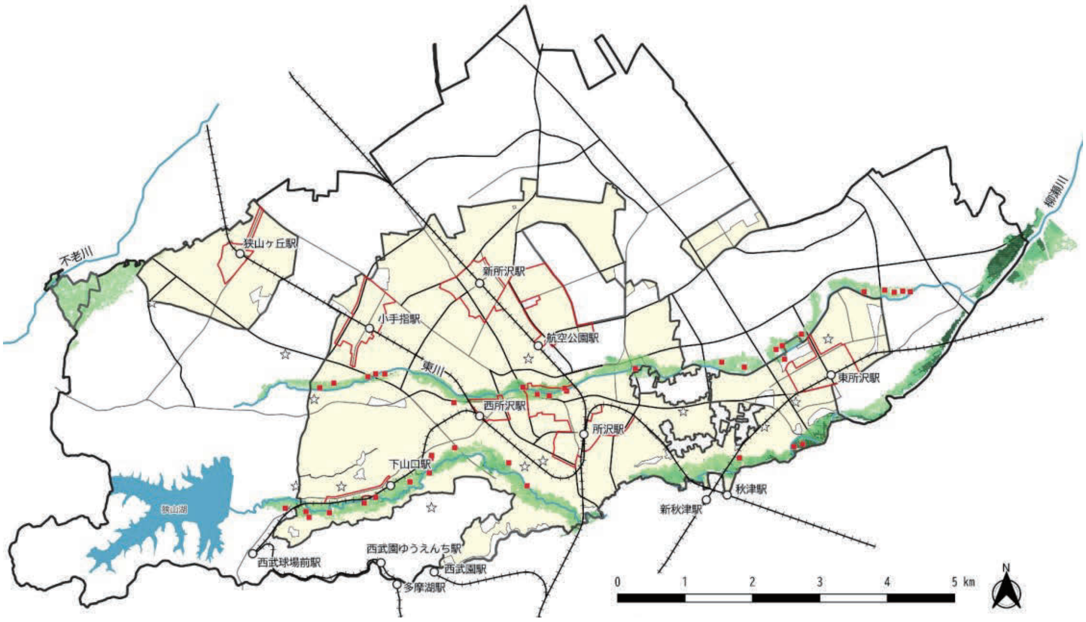

市域
市街化区域
☆ 洪水避難所
被災リスクのある要配慮者利用施設

浸水の深さ
0.0m以上0.5m未満
0.5m以上1.0m未満
1.0m以上2.0m未満
2.0m以上3.0m未満
3.0m以上

居住誘導区域
都市機能誘導区域

鉄道駅
鉄道
緊急輸送道路
主要道路
河川

図 6-2　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図）

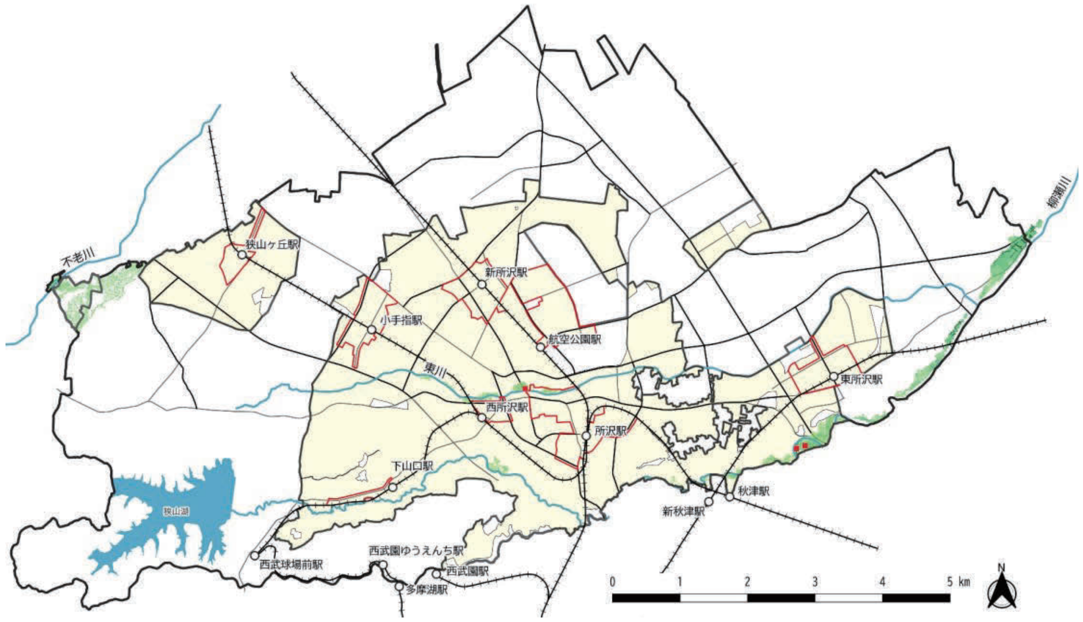

市域
市街化区域
被災リスクのある要配慮者利用施設

浸水の深さ
0.0m以上0.5m未満
0.5m以上1.0m未満
1.0m以上2.0m未満
2.0m以上3.0m未満
3.0m以上

居住誘導区域
都市機能誘導区域

鉄道駅
鉄道
緊急輸送道路
主要道路
河川

図 6-3　洪水浸水想定区域図（計画規模）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図）

イ　想定最大規模における家屋倒壊等氾濫想定（河岸浸食及び氾濫流）

家屋倒壊等氾濫想定区域※には、想定最大規模における河岸浸食と氾濫流の 2 種類があります。

河岸浸食は東川及び柳瀬川の両岸に、氾濫流は東所沢駅南側の柳瀬川周辺のごく一部において、リスクがあると想定されています。

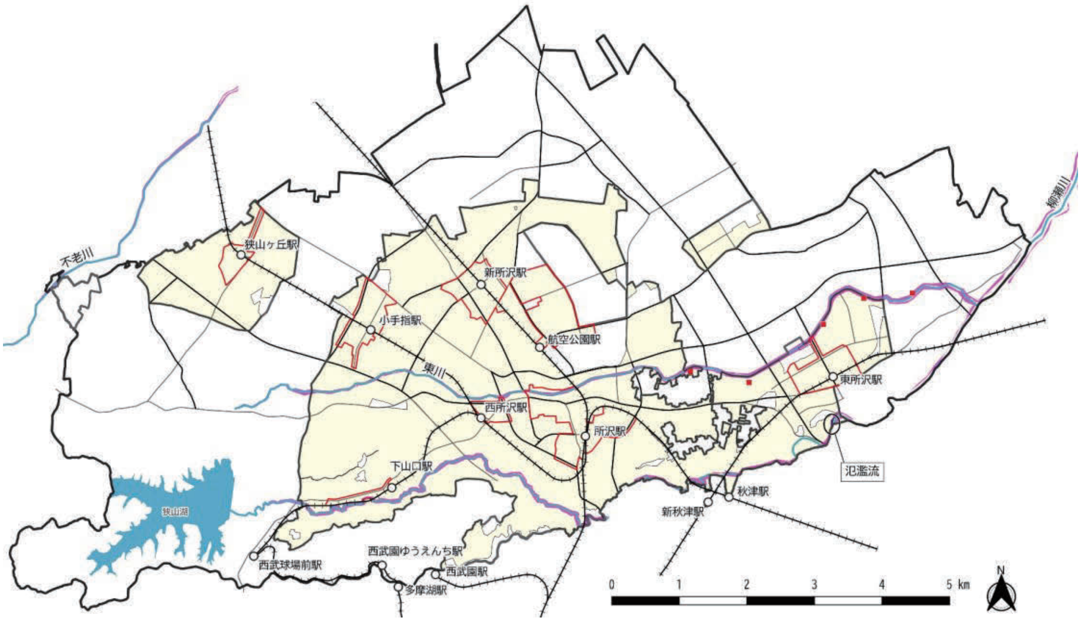

市域
市街化区域
被災リスクのある要配慮者利用施設
家屋倒壊等氾濫想定区域
氾濫流
河岸浸食
居住誘導区域
都市機能誘導区域
鉄道駅
鉄道
緊急輸送道路
主要道路
河川

図 6-4　家屋倒壊等氾濫想定区域

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図）

解説

※　家屋倒壊等氾濫想定区域とは

「想定し得る最大規模の降雨」により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出するなどの危険性が高い区域を示すものです。

この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所などへの立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。

河岸浸食

氾濫流

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
巻末資料

ウ　浸水継続時間

想定最大規模において想定される河川氾濫の浸水継続時間※は、基本的には 1 日未満となっています。3 日以上浸水するエリアは、柳瀬川周辺のごく一部に想定されています。

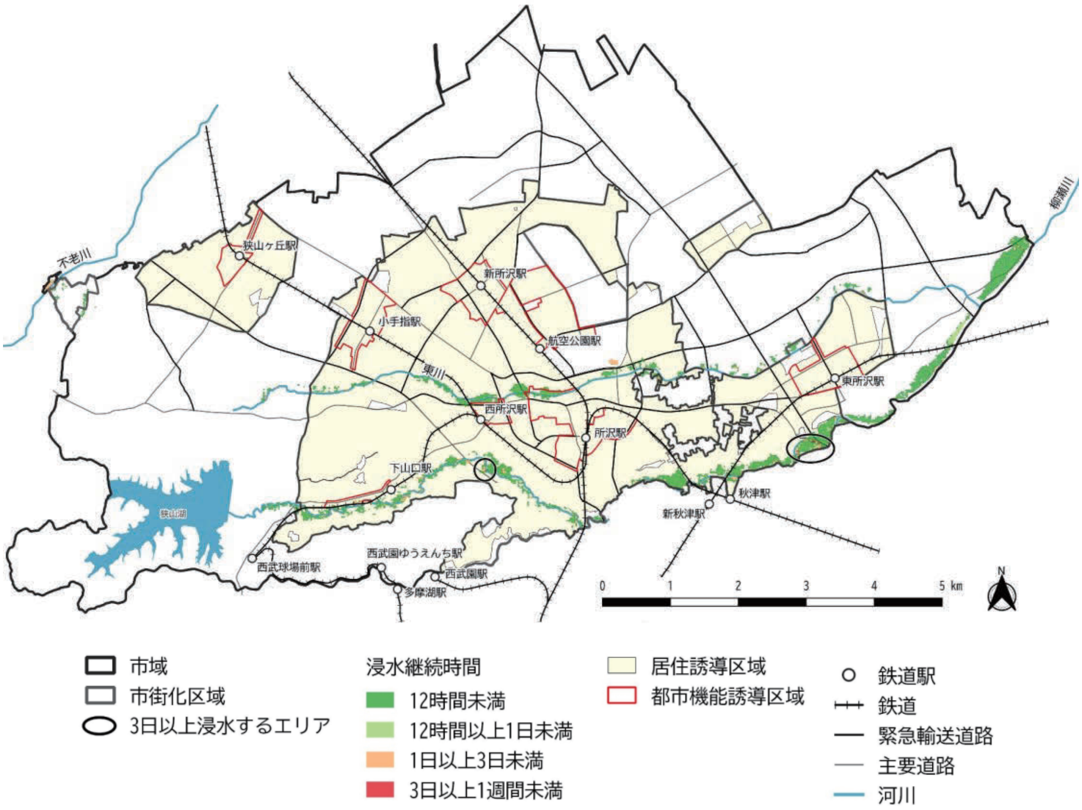

図 6-5　浸水継続時間

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図）

※　浸水継続時間
「想定し得る最大規模の降雨」により、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水の深さが 0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示すもの。「浸水継続時間」が長い地域では、ライフラインの途絶などにより避難生活が困難となるおそれがあることから、立ち退き避難（水平避難）の要否の判断に有用な情報となる。

②内水氾濫

平成 25 年度から令和 4 年度までの過去 10 年間で市内 336 箇所の浸水被害があり、そのうち、286 箇所が居住誘導区域内となっています。なお、平成 28 年度及び令和元年度においては、特に被害箇所が多く、いずれも台風を要因とするものです。

また、鉄道と道路が交差するアンダーパスなどの道路冠水注意箇所は 7 箇所あり、そのうち 6 箇所が居住誘導区域内となっています。

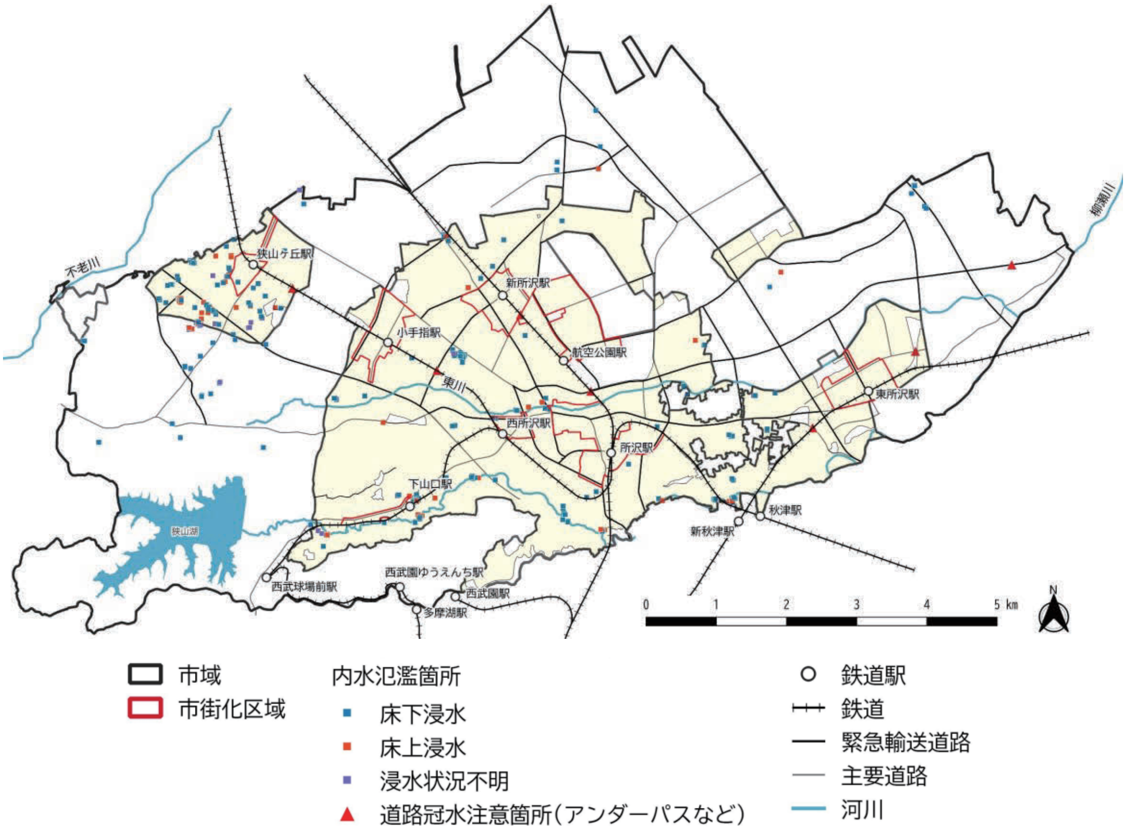

図 6-6　内水氾濫被害の状況

（資料：所沢市内水（浸水）ハザードマップ）

（2）土砂災害

①土砂災害

土砂災害警戒区域※1及び土砂災害特別警戒区域※2は 48 箇所指定されています。

土砂災害警戒区域は、市内全体で指定されている 11 箇所のうち 6 箇所が市街化区域内に点在しています。土砂災害特別警戒区域は、市内全体で 37 箇所存在し、市街化区域内に 7 箇所存在しています。

なお、土砂災害警戒区域は本章において対策を講じることにより、居住誘導区域としますが、土砂災害特別警戒区域は建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域として居住誘導区域から除外しています。（P.67 参照）

表 6-1　地区別指定箇所数一覧

地区名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）		土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	
	市街化区域	市街化調整区域	市街化区域	市街化調整区域
小手指地区	1	0	0	1
山口地区	3	3	3	8
吾妻地区	0	1	0	0
松井地区	2	0	4	0
柳瀬地区	0	0	0	16
三ケ島地区	0	1	0	5
合計	6	5	7	30

（注）レッドゾーンと一体となっているイエローゾーンは、レッドゾーンに含む。

（資料：所沢市防災ガイド・避難所マップ）

解説

（再掲）

※1　土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは

土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域のこと。

※2　土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）とは

避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域のこと。

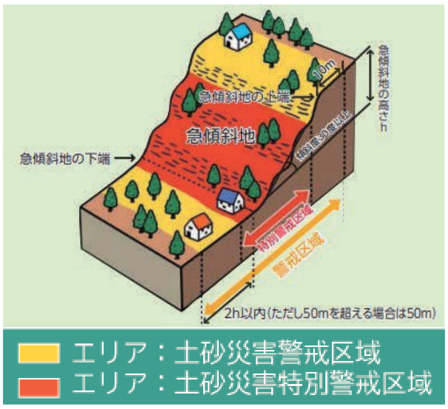

（出典：国土交通省）

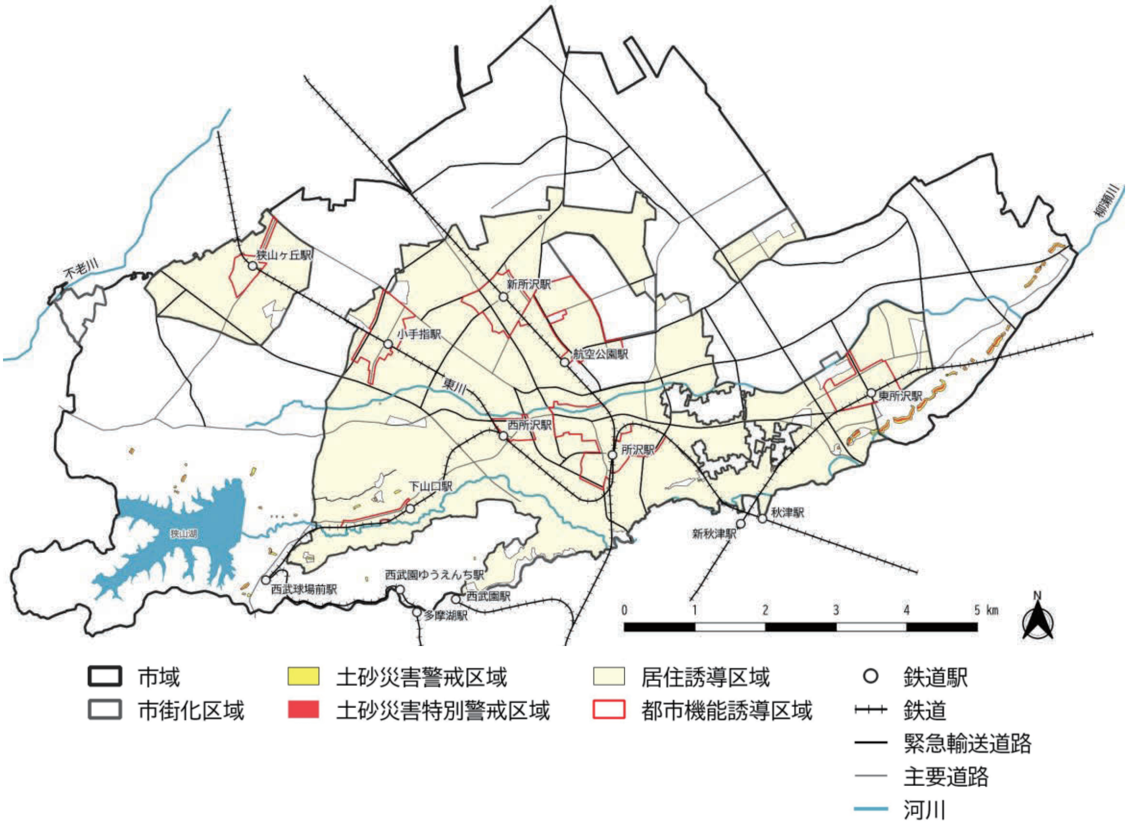

図 6-7　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域箇所図

（資料：所沢市防災ガイド・避難所マップ）

②大規模盛土造成地

大規模盛土造成地※は、市内全体で 17 箇所（谷埋め型が 14 箇所、腹付け型が 3 箇所）、そのうち、居住誘導区域には 14 箇所（谷埋め型が 13 箇所、腹付け型が 1 箇所）あります。

第 2 次スクリーニング計画（優先度評価）を行った結果、地盤の詳細調査を行う優先度は低いものとして判定しています。

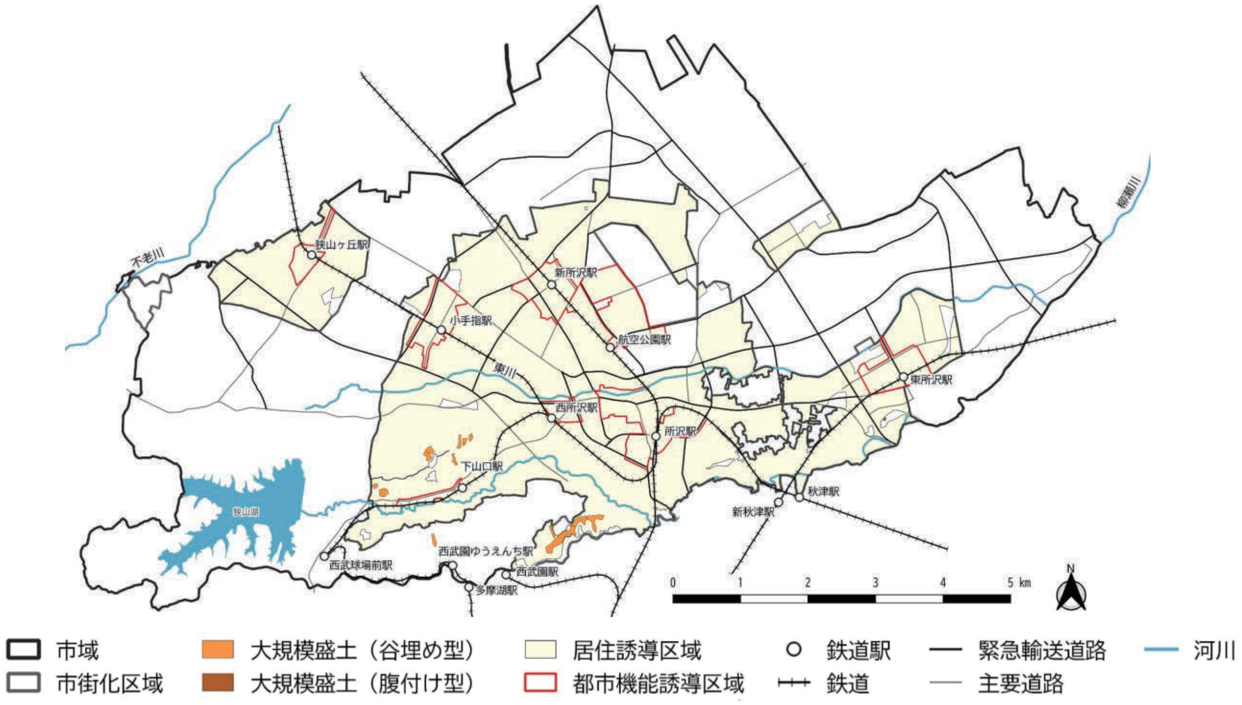

図 6-8　大規模盛土造成地箇所図

（資料：所沢市大規模盛土造成地マップ）

解説　　（再掲）

※　大規模盛土造成地とは

盛土造成地のうち、以下の要件に該当するものを大規模盛土造成地と呼ぶ。

①谷埋め型大規模盛土造成地：盛土の面積が 3,000 平方メートル以上

②腹付け型大規模盛土造成地：盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が 20 度以上で、かつ、盛土の高さが 5 メートル以上

①谷埋め型大規模盛土造成地

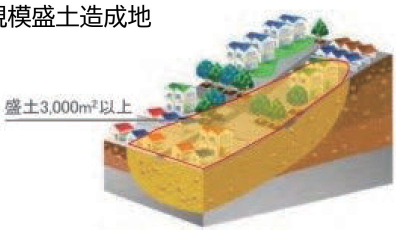

②腹付け型大規模盛土造成地

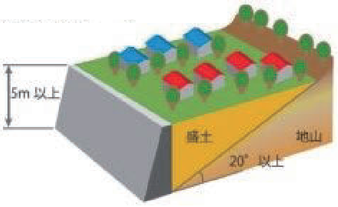

（出典：国土交通省）

（3）地震・火災

本市において最も大きな被害が想定されている「立川断層帯地震」（最大震度 6 強）では、建物倒壊と併せ、火災による被害が危惧されます。

内閣府が公表している不燃領域率 40 パーセント未満、住宅戸数密度 30 戸/ヘクタール以上の地区は一般的に火災リスクが高くなると言われています。（P.37 参照）

本市には、不燃領域率 40 パーセント未満は 16 地区、住宅戸数密度 30 戸/ヘクタール以上は 20 地区あり、そのうち両方の条件が重なる 5 地区（図 6-9、表 6-2 参照）は、火災のリスクが高まると考えられるため、特に対策を講じるべき地区「木造密集市街地」として指定します。

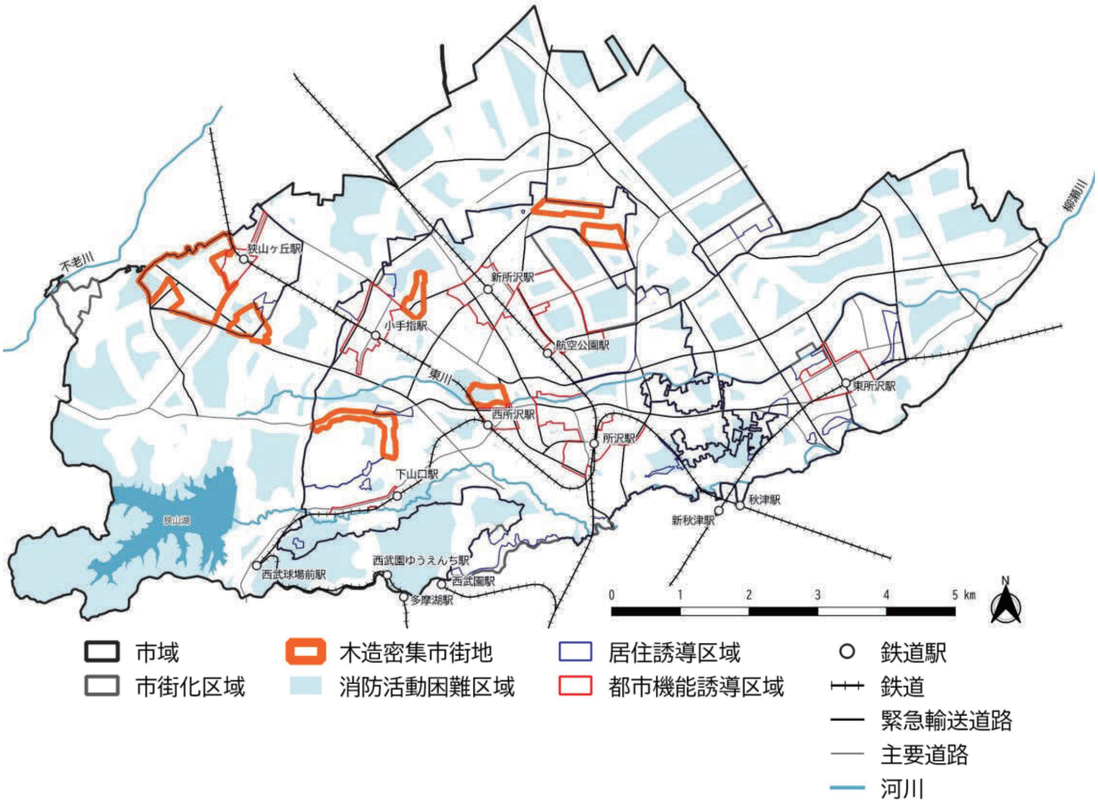

図 6-9　木造密集市街地箇所図

（資料：G空間情報センター（不燃領域率推計値・戸建て住宅密度））

※　消防活動困難区域
幅員 6m以上の道路から直線で 140m以遠の区域。
消防車から延長できる消火ホースが約 200mであり、格子状の道路網を想定して消火ホースが届く範囲を直線距離で全長の 7 割と設定したもの。

表 6-2　木造密集市街地一覧

地区名	町丁名	住宅戸数密度	不燃領域率
狭山ケ丘地区	若狭三丁目	32.5 戸/ha	39.3%
	和ケ原一丁目	36.2 戸/ha	29.4%
	和ケ原二丁目	33.0 戸/ha	37.7%
	狭山ケ丘二丁目	41.1 戸/ha	35.7%
	西狭山ケ丘一丁目	44.9 戸/ha	24.8%
	林三丁目	48.6 戸/ha	30.2%
榎町地区	榎町	32.7 戸/ha	28.5%
小手指南地区	小手指南一丁目	41.2 戸/ha	32.6%
	小手指南二丁目	33.1 戸/ha	25.1%
西所沢地区	西所沢二丁目	32.2 戸/ha	39.4%
中新井地区	中新井二丁目	33.7 戸/ha	34.8%
	中新井四丁目	33.8 戸/ha	23.2%

（注）面積は GIS 上で計測、戸数は「令和 3 年度都市計画基礎調査」をもとに算出。

4 災害リスクの分析

各種ハザード情報と都市情報（施設の立地状況など）を重ね合わせ、災害について具体的なリスクを分析します。

重ね合わせるハザード情報と都市情報は次のとおりです。

表 6-3　重ね合わせ分析項目一覧

災害種別	ハザード情報など	×	都市情報
(1)水害	洪水浸水想定区域 （想定最大規模）	×	施設（建物）
	洪水浸水想定区域 （計画規模）	×	施設（建物）
	家屋倒壊等氾濫想定区域 （河岸浸食・氾濫流）	×	施設（建物）
(2)土砂災害	土砂災害特別警戒区域 ・ 土砂災害警戒区域	×	施設（建物）
	大規模盛土造成地区	×	施設（建物）
(3)地震・火災	木造密集市街地	×	消防活動困難区域・一時避難困難区域 の面積割合

（1）水害

①洪水浸水想定区域（想定最大規模）×施設（建物）

浸水の深さが3.0メートル以上の区域において、垂直避難が困難な建築物は、東川沿いにはありませんが、柳瀬川沿いにはごく一部に見られます。

3.0メートル未満の区域において、東川及び柳瀬川沿いともに、垂直避難が困難な1階建ての建築物などがわずかにあり、その中には住宅や公共公益施設も含まれています。

床上浸水のおそれ（浸水の深さが0.5メートル以上）がある建築物は東川沿いには約1,500棟、柳瀬川沿いには約4,100棟あり、そのうち住居系施設がそれぞれ約95パーセント、約97パーセント、非住居系施設がそれぞれ約5パーセント、約3パーセントとなっており、公共公益施設も含まれています。（図6-10参照）

要配慮者利用施設は、東川沿いの垂直避難が困難な可能性のある区域に、わずかに立地しています。（図6-11参照）

②洪水浸水想定区域（計画規模）×施設（建物）

浸水の深さが3.0メートル以上の区域には、東川及び柳瀬川沿いともに建築物はありません。3.0メートル未満の区域には、垂直避難が困難な1階建ての建築物（住宅）がわずかにあります。（図6-12参照）

また、床上浸水のおそれ（浸水の深さが0.5メートル以上）がある建築物は東川沿いに約100棟、柳瀬川沿いに約700棟あり、そのうち住居系施設がそれぞれ約92パーセント、約99パーセント、非住居系施設がそれぞれ約8パーセント、約1パーセントとなっており、公共公益施設も含まれています。

要配慮者利用施設は、東川及び柳瀬川沿いともに、床上浸水の可能性がある区域内にわずかに立地しています。

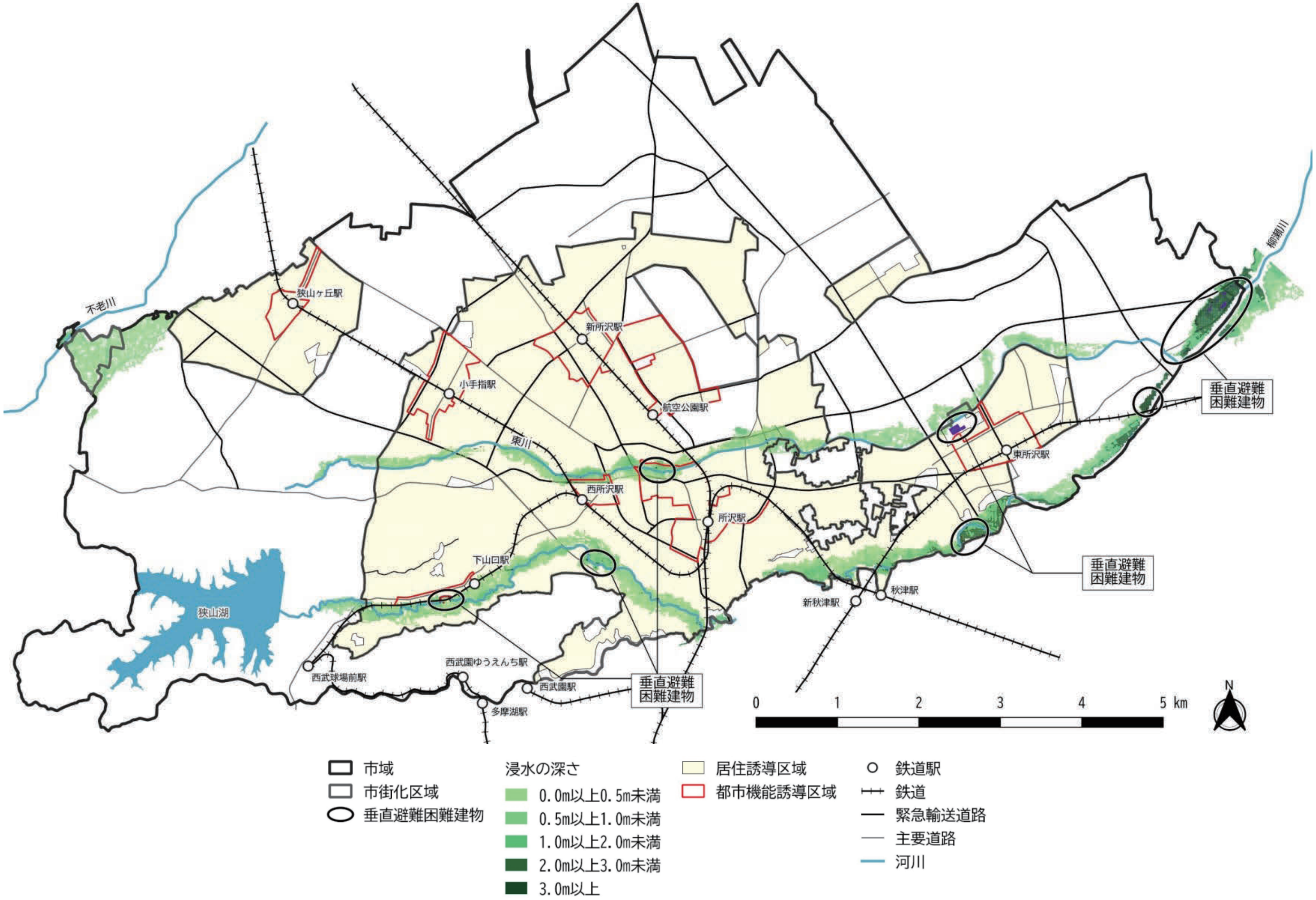

図 6-10　洪水浸水リスク図（想定最大規模×垂直避難が困難な建物）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、令和 3 年度都市計画基礎調査）

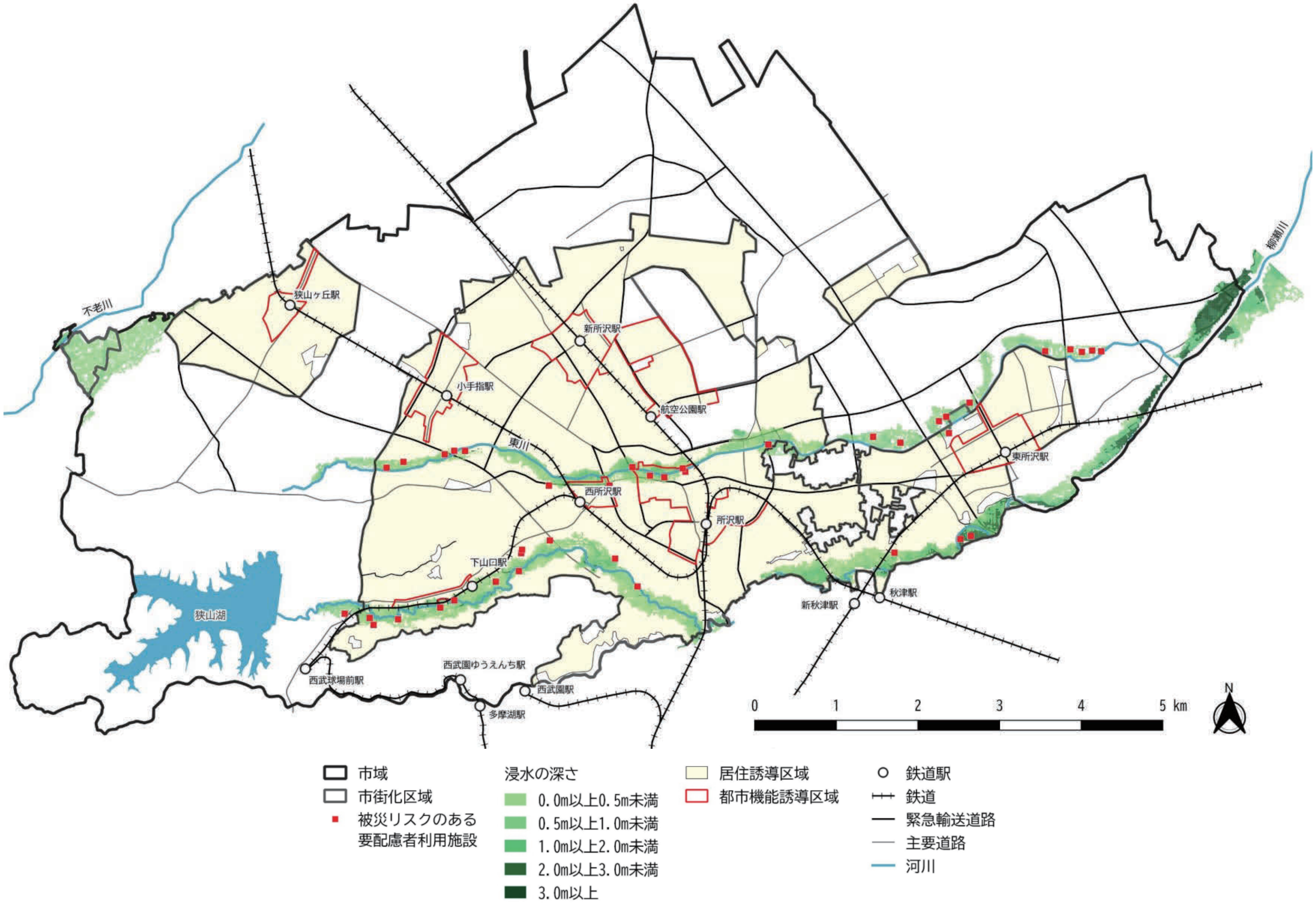

図 6-11　洪水浸水リスク図（想定最大規模×被災リスクのある要配慮者利用施設）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、令和 3 年度都市計画基礎調査）

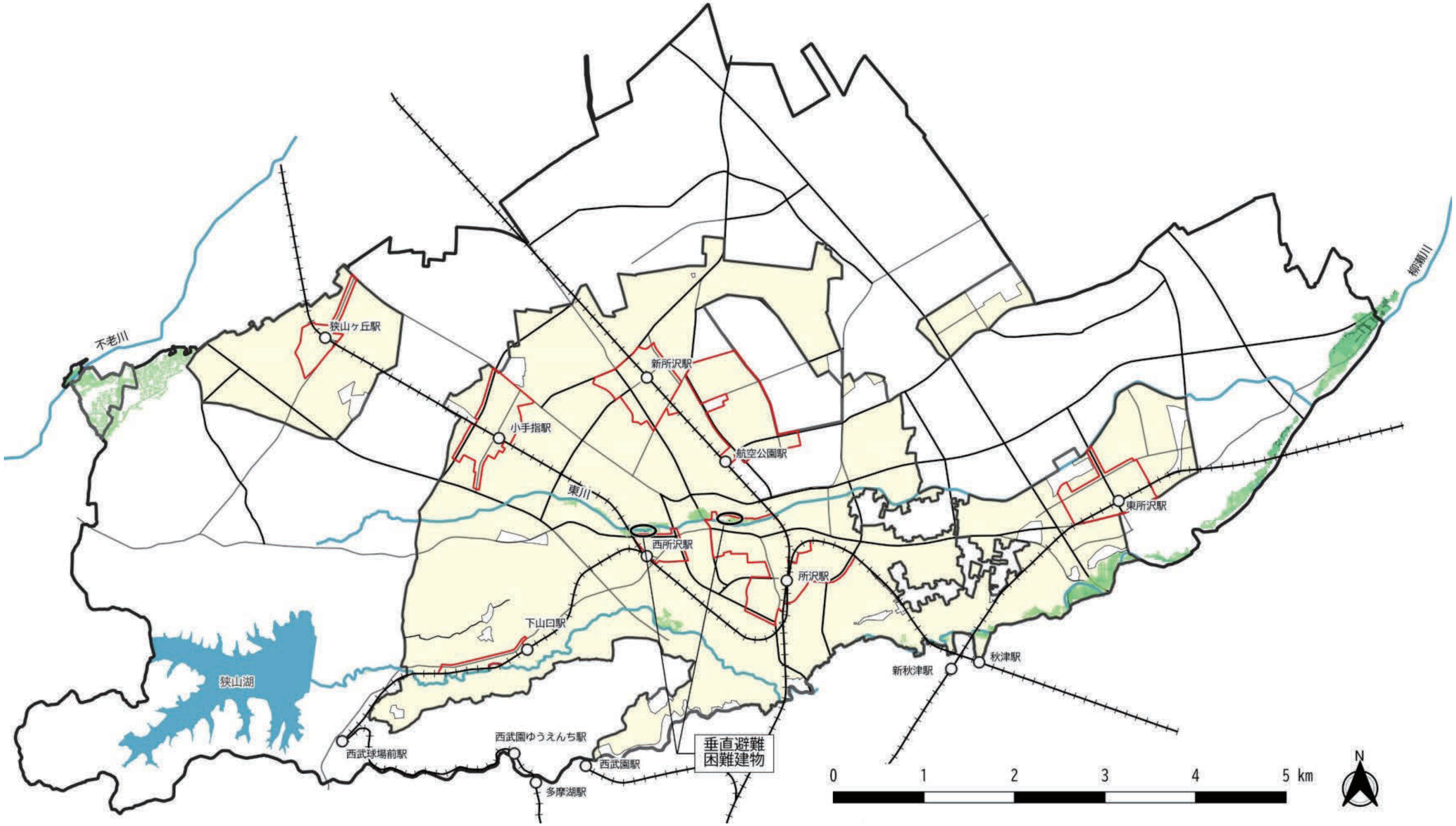

市域
市街化区域
垂直避難困難建物

浸水の深さ
0.0m以上0.5m未満
0.5m以上1.0m未満
1.0m以上2.0m未満
2.0m以上3.0m未満
3.0m以上

居住誘導区域
都市機能誘導区域

鉄道駅
緊急輸送道路
主要道路
河川
鉄道

図 6-12　洪水浸水リスク図（計画規模×垂直避難が困難な建物）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、令和 3 年度都市計画基礎調査）

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 巻末資料

③家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）×施設（建物）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、河川の幅、深さ及び勾配より算出された範囲となり、川沿いにおいて連続的に示されています。また、各河川の上流部にあたる本市では、河川の幅が狭く、掘割の河川が市街地に存在するため、河岸浸食のリスクがある区域内には多くの建築物が立地しているのが特徴です。

家屋倒壊等氾濫想定区域では、建築物の流出・倒壊をもたらすおそれがあるため、洪水時の避難方法（垂直避難の可否）について適切に情報を発信する必要があります。

解説

河川のイメージ

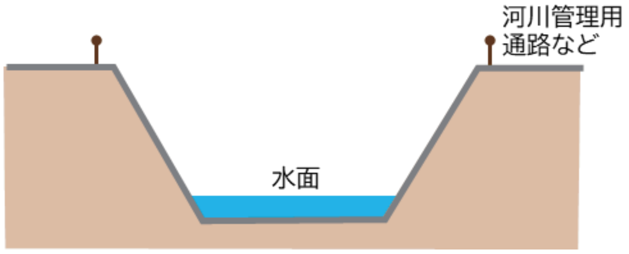

堀割河川

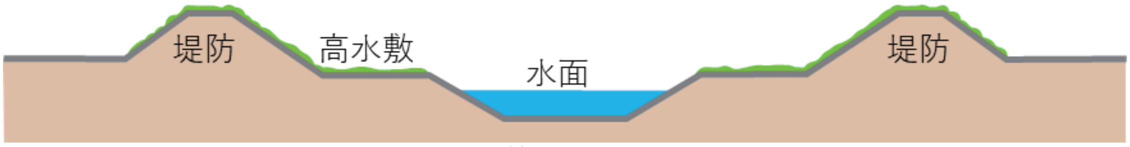

築堤河川

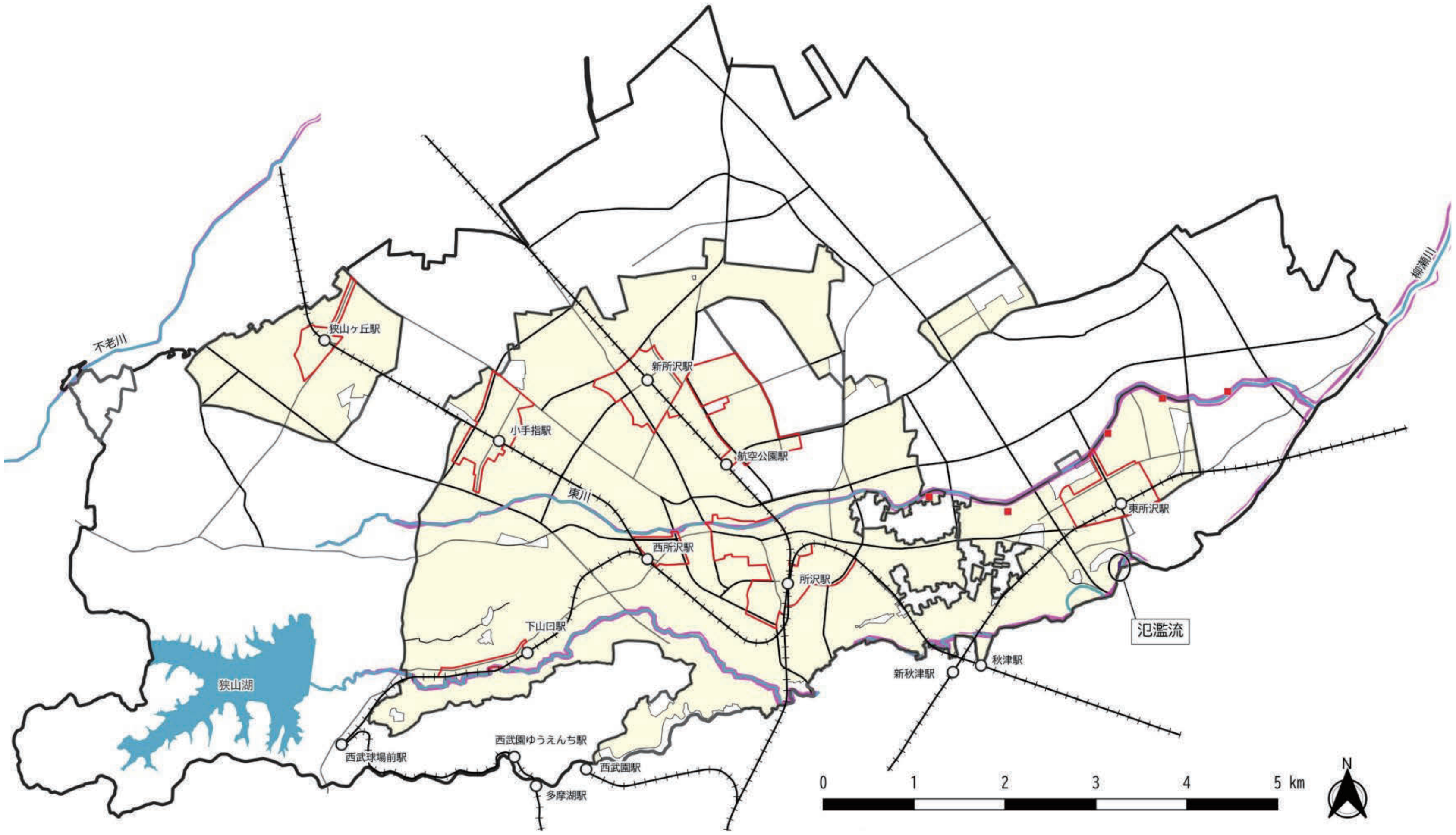

図 6-13　洪水浸水リスク図（家屋倒壊等氾濫想定区域×被災リスクのある要配慮者利用施設）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図）

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 巻末資料

（２）土砂災害

①土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域×施設（建物）

居住誘導区域の土砂災害警戒区域内には建築物が約 50 棟あり、その内訳は住居系施設が約 87 パーセント、公共公益施設が約 13 パーセントとなっています。

なお、土砂災害特別警戒区域内に建築物はありません。

②大規模盛土造成地×施設（建物）

居住誘導区域の大規模盛土造成地（谷埋め型）内には約 600 棟、大規模盛土造成地（腹付け型）内には約 10 棟の建築物が存在します。

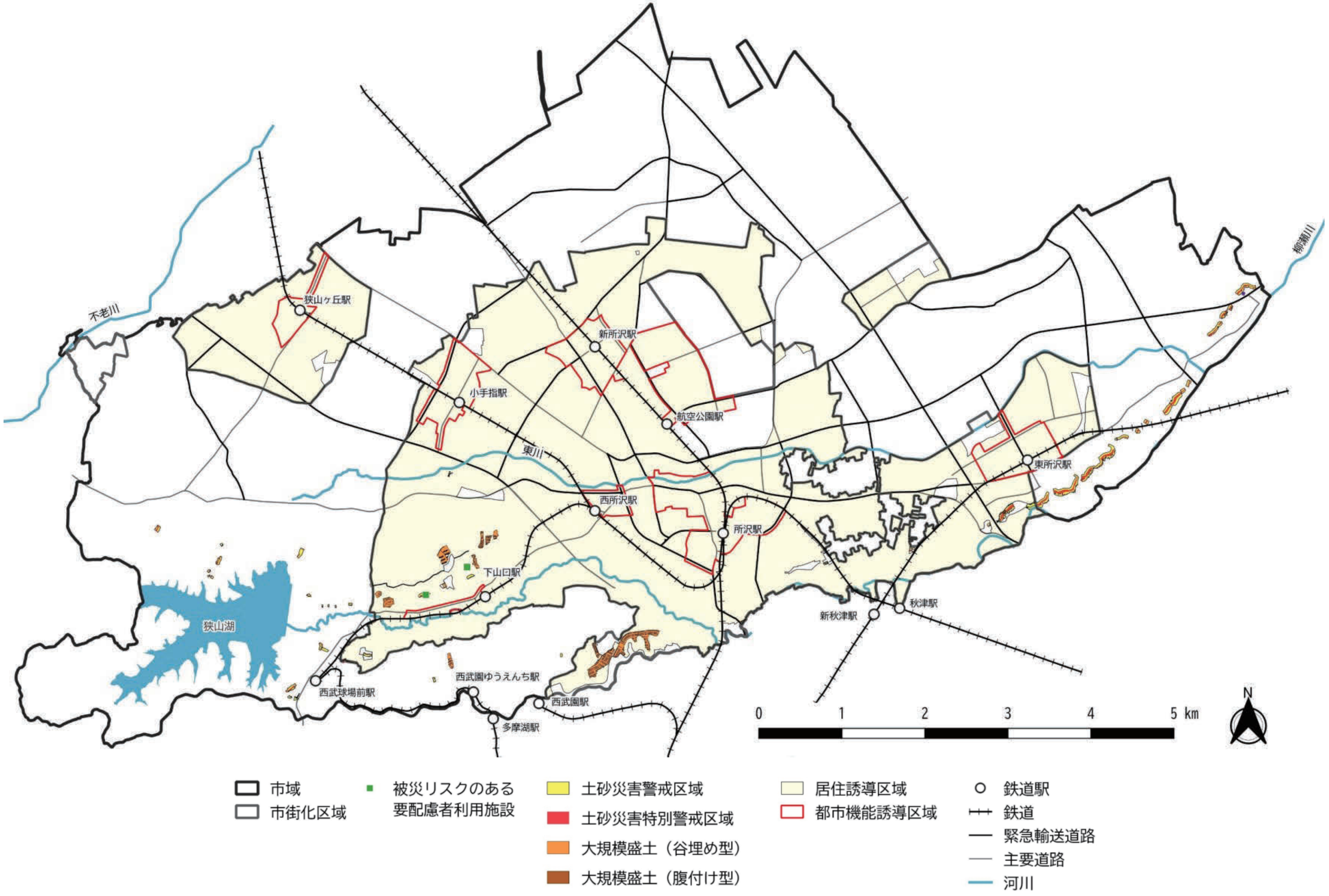

図 6-14　土砂災害リスク図（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・大規模盛土造成地×リスクがある建物）

（資料：所沢市防災ガイド・避難所マップ、所沢市大規模盛土造成地マップ）

（３）地震・火災

①木造密集市街地×消防活動困難区域・一時避難困難区域の面積割合

指定した木造密集市街地のうち、消防活動困難区域は 4 地区、一時避難困難区域※は全ての地区にあります。（P.89 参照）

なお、消防活動困難区域及び一時避難困難区域の面積割合は、西所沢地区が最も高く、それぞれ 57.9 パーセント、100.0 パーセントとなっています。

表 6-4　木造密集市街地の地区面積に対する各困難区域の割合

地区名	消防活動困難区域	一時避難困難区域
①狭山ケ丘地区	23.2%	89.9%
②榎町地区	0.0%	61.3%
③小手指南地区	0.1%	20.4%
④西所沢地区	57.9%	100.0%
⑤中新井地区	4.7%	24.9%

※　一時避難困難区域
指定避難場所や公園、緑地から直線で 350m以遠の区域。
徒歩による避難移動距離 500mを、消防活動困難区域と同様に直線距離で 7 割と設定したもの。

- 市域
- 市街化区域
- 一時避難困難区域
- 木造密集市街地
- 消防活動困難区域
- ☆ 指定避難場所
- 都市計画公園・緑地
- 生産緑地
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 鉄道駅
- 鉄道
- 緊急輸送道路
- 主要道路
- 河川

図 6-15　木造密集市街地と各困難区域の状況

（資料：所沢市防災ガイド・避難所マップ）

5　課題の整理

（1）水害

想定される水害について、それぞれの河川及びその他の区域で現状と課題を整理します。

表 6-5　東川の水害に対する現状と課題

区域	現状	課題	上流	中流	下流
東川周辺	河岸浸食のリスクがある区域内に建築物が立地	水平避難に関する情報提供が必要	●	●	●
	想定最大規模の浸水想定では多くの区域で浸水の深さが 1.0 m未満	屋内安全確保（垂直避難）に関する情報提供が必要	●	●	●
	想定最大規模の浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地	施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要	●	●	●
	内水氾濫の被害履歴が存在	大雨時における内水氾濫の発生に関する情報提供が必要	●	●	
		内水氾濫の発生状況に応じた対応が必要	●	●	
	計画規模及び想定最大規模の浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地	施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要		●	
	計画規模の浸水想定区域内に緊急輸送道路が存在	二次災害の防止が必要		●	

表 6-6　柳瀬川の水害に対する現状と課題

区域	現状	課題	上流	中流	下流
柳瀬川周辺	河岸浸食のリスクがある区域内に建築物が立地	水平避難に関する情報提供が必要	●	●	●
	想定最大規模の浸水想定では多くの区域で浸水の深さが 1.0m未満	屋内安全確保（垂直避難）に関する情報提供が必要	●	●	●
	想定最大規模の浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地	施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要	●	●	●
	内水氾濫の被害履歴が存在	大雨時における内水氾濫の発生に関する情報提供が必要	●	●	
		内水氾濫の発生状況に応じた対応が必要	●	●	
	計画規模及び想定最大規模の浸水想定区域内に要配慮者利用施設が立地	施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要			●
	計画規模の浸水想定区域内に緊急輸送道路が存在	二次災害の防止が必要			●

表 6-7　その他の区域の水害に対する現状と課題

区域	現状	課題
その他	内水氾濫の被害履歴が存在	大雨時における内水氾濫の発生に関する情報提供が必要
		内水氾濫の発生状況に応じた対応が必要

（2）土砂災害

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、大規模盛土造成地は、柳瀬川周辺に多くあり、それぞれの土砂災害について、現状と課題を整理します。

表 6-8　土砂災害に対する現状と課題

区域	現状	課題	上流	中流	下流
東川周辺	土砂災害警戒区域内に住宅が立地	発生に関わる情報提供が必要	●		
柳瀬川周辺	土砂災害警戒区域内に住宅が立地	発生に関わる情報提供が必要	●	●	●
	土砂災害特別警戒区域周辺に住宅が立地	区域外への居住の誘導が必要	●	●	●
	大規模盛土造成地に住宅が立地	擁壁の経年劣化や出水の有無、変位の進行などの情報共有が必要	●	●	●

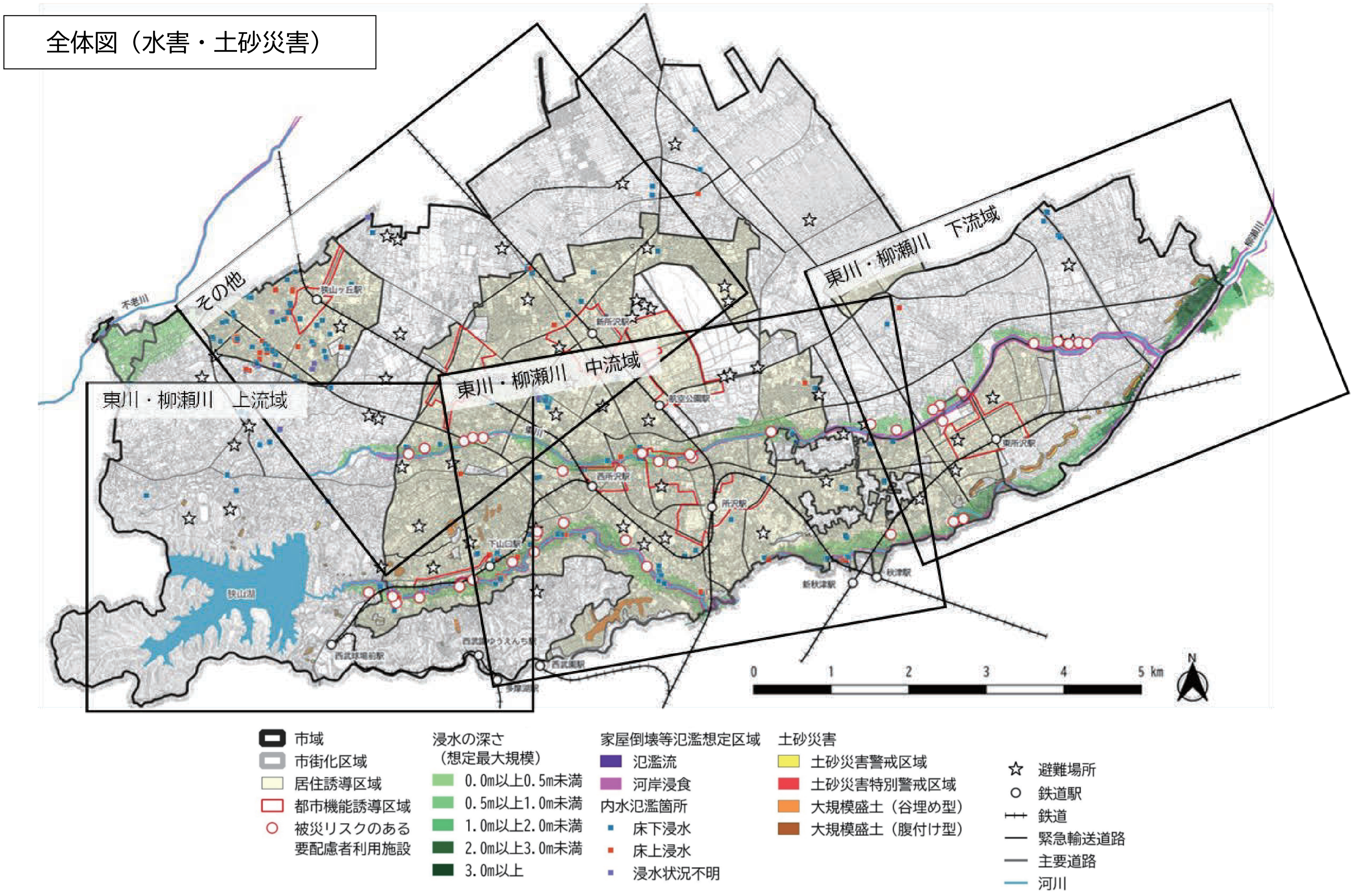

図 6-16　水害・土砂災害の状況（市全体）

（資料：新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、所沢市防災ガイド・避難所マップ、所沢市内水（浸水）ハザードマップ、所沢市大規模盛土造成地マップ）

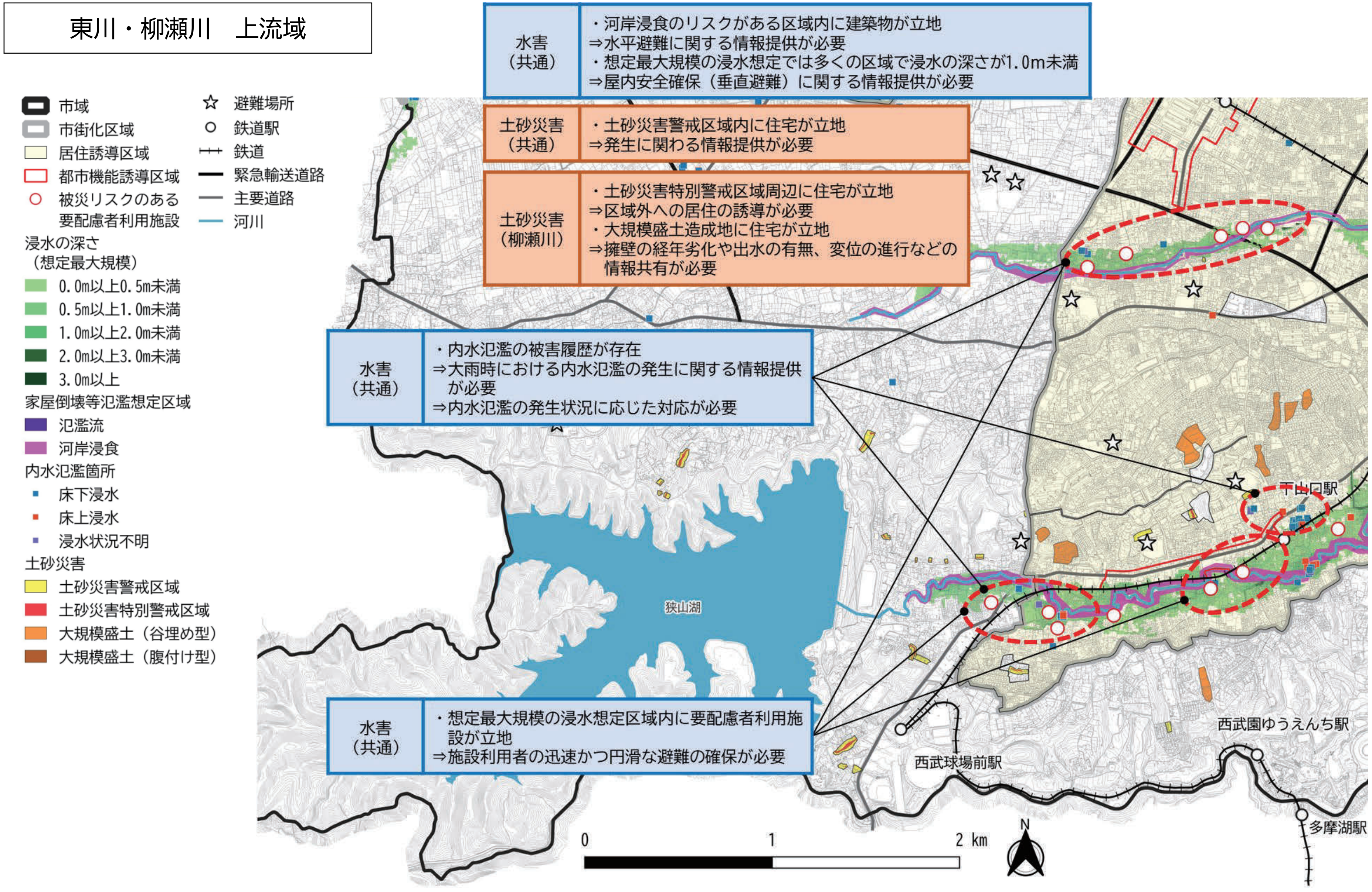

図 6-17　水害・土砂災害の状況（東川・柳瀬川上流域）

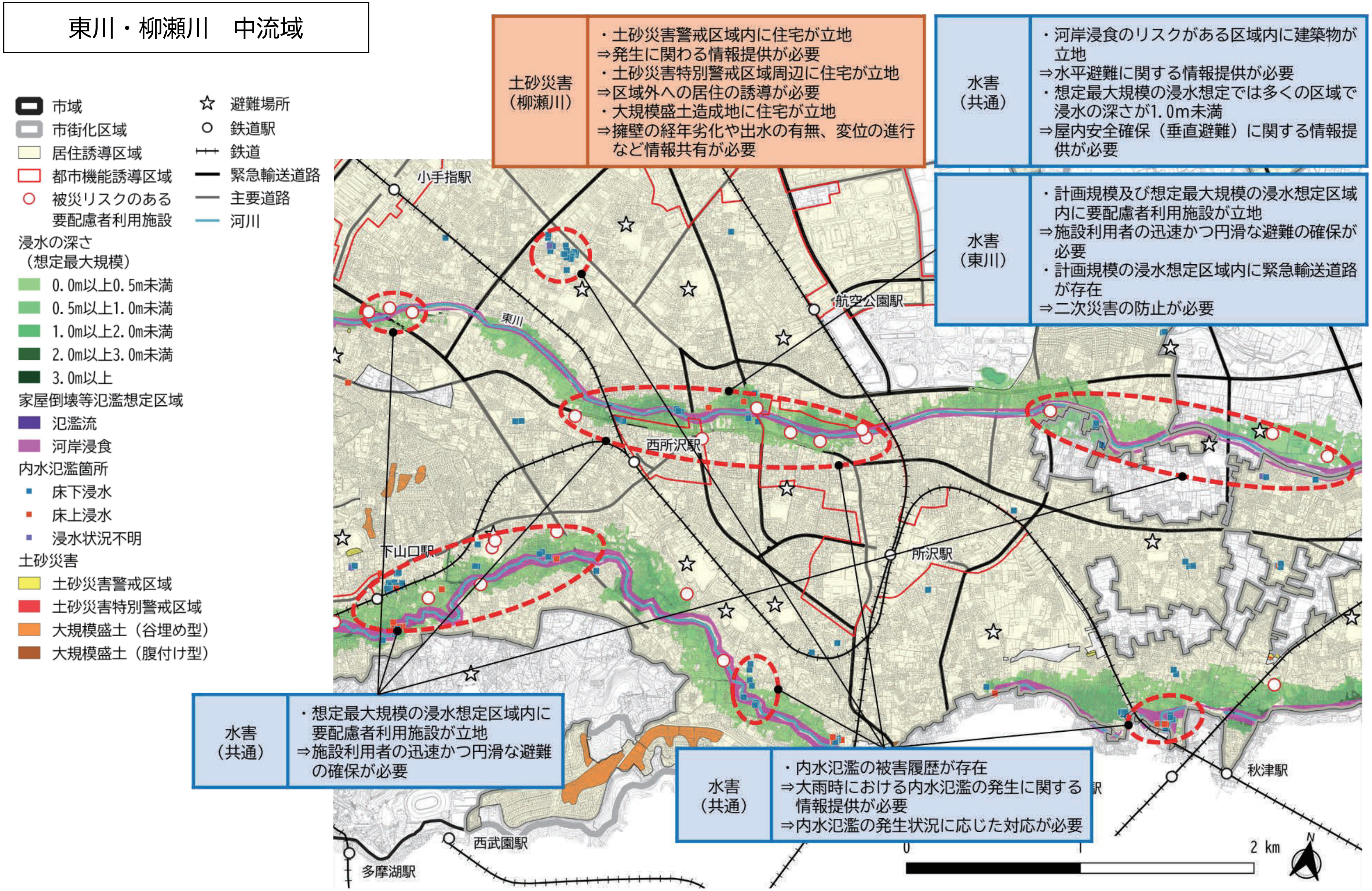

図 6-18　水害・土砂災害の状況（東川・柳瀬川中流域）

東川・柳瀬川　下流域

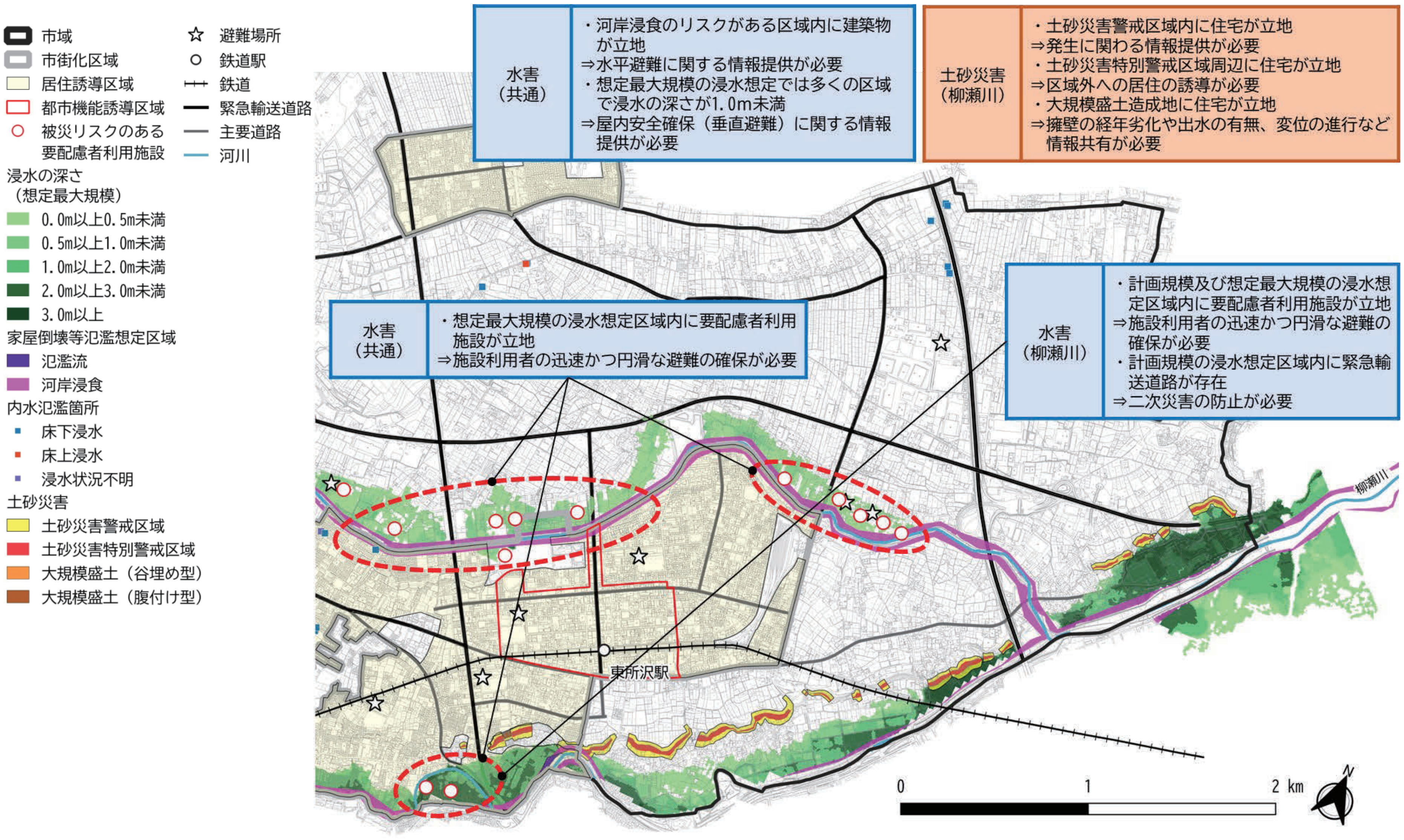

図 6-19　水害・土砂災害の状況（東川・柳瀬川下流域）

その他

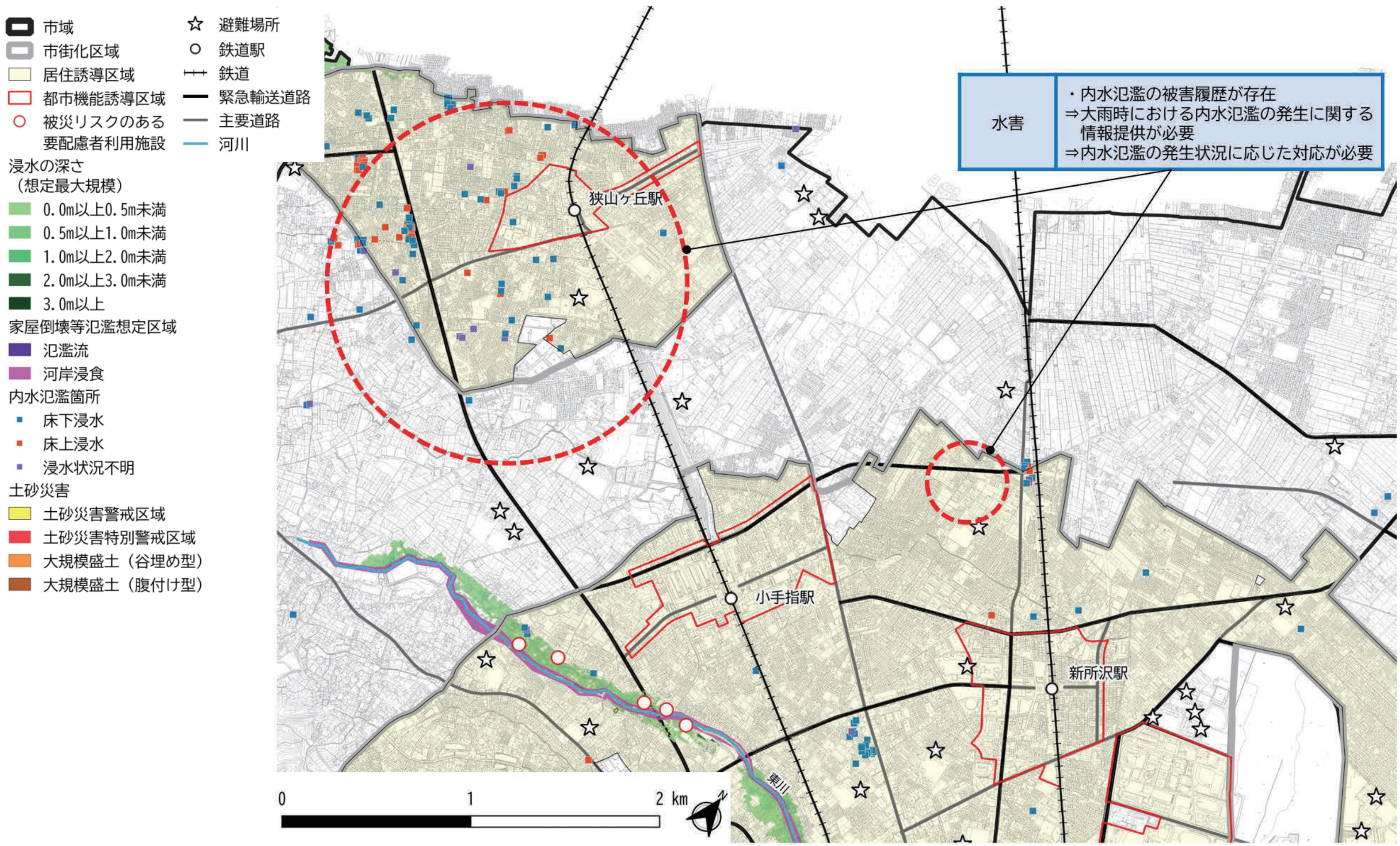

図 6-20　水害・土砂災害の状況（その他）

第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 巻末資料

（3）地震・火災

所沢市地域防災計画で想定している立川断層帯地震（M7.4）における被害予測から、課題を整理します。

表 6-9　市全域における地震の被害予測と課題

被害予測	課題
・建物被害は全壊が 1,000 棟弱、半壊が 5,000 棟超 ・地震発生直後、水道は約 50,000 人、下水道は約 60,000 人に支障を与えるおそれ	⇒人命を守るため建物被害の軽減やライフラインの維持に向けた予防対策が必要

また、木造密集市街地における現状と課題を整理します。

表 6-10　火災に対する現状と課題

地区名	現状	課題
狭山ケ丘地区	・地区の約 4 分の 1 は消防活動困難区域であり、大半が一時避難困難区域 ・地区の大半は都市基盤が未整備	⇒速やかな建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保 ⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保・創出
榎町地区	・消防活動困難区域はないが、地区の半分以上が一時避難困難区域	⇒速やかな建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保 ⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保・創出
小手指南地区	・地区のごく一部が消防活動困難区域であり、約 5 分の 1 が一時避難困難区域、地区内に高低差あり ・地区の半分程度は都市基盤が未整備	⇒建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保 ⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保
西所沢地区	・地区の半分以上は消防活動困難区域であり、全域が一時避難困難区域、地区内に高低差あり ・都市基盤が未整備	⇒速やかな建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保 ⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保・創出
中新井地区	・地区の一部が消防活動困難区域であり、約 4 分の 1 が一時避難困難区域	⇒建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保 ⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保

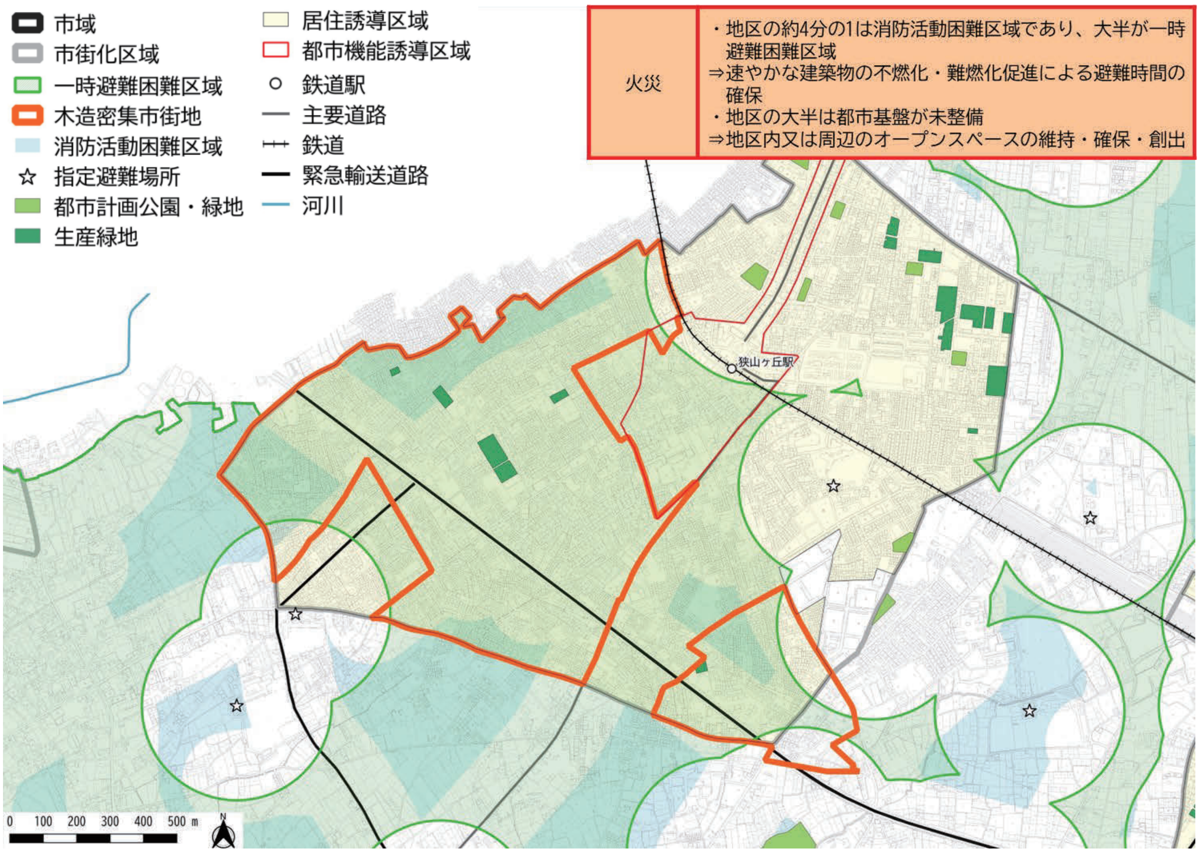

図 6-21　狭山ケ丘地区

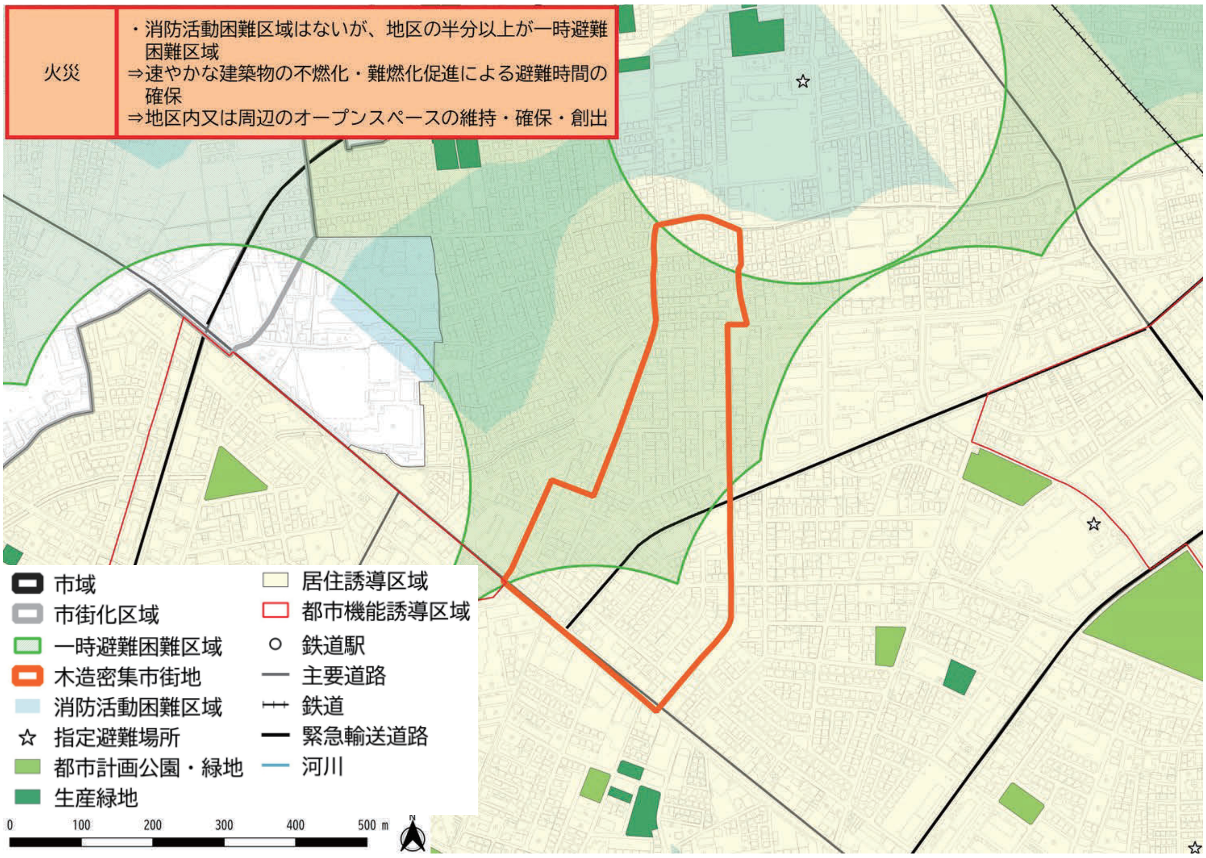

図 6-22　榎町地区

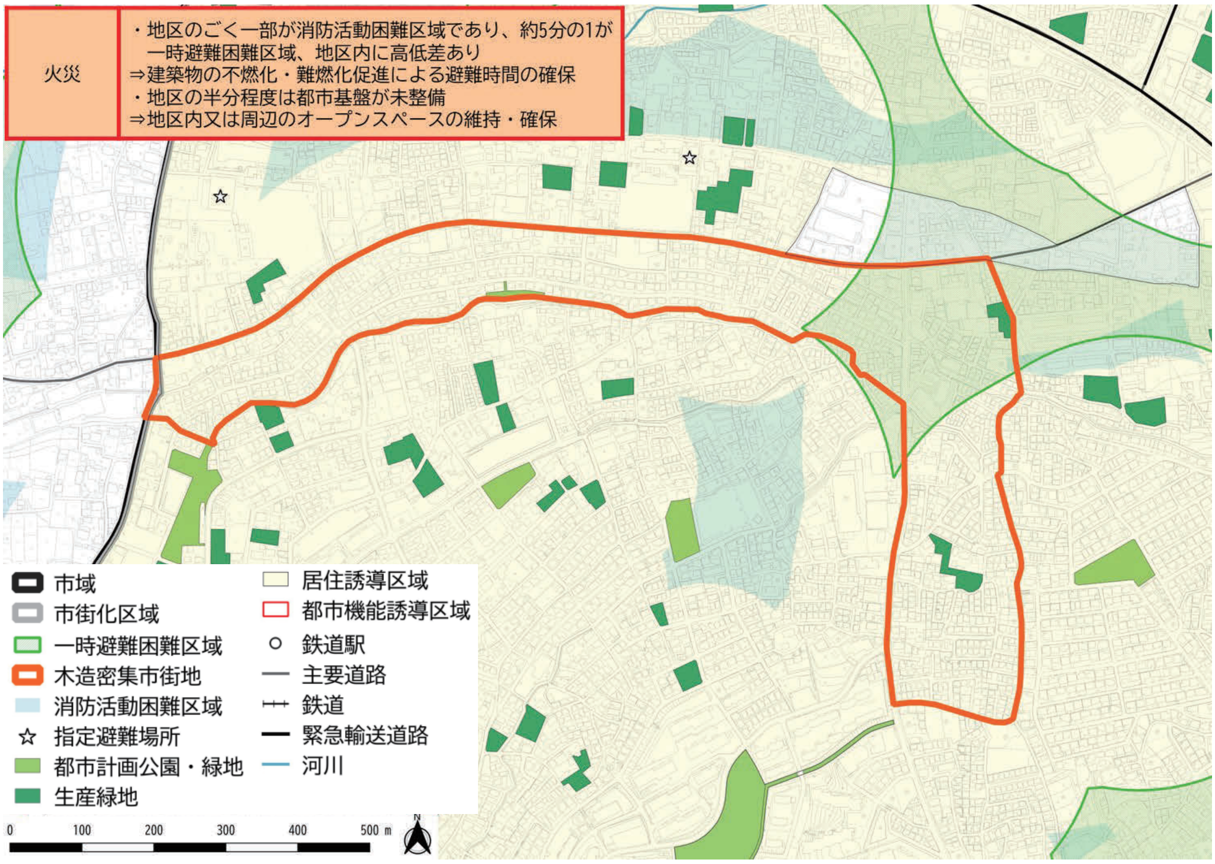

図 6-23　小手指南地区

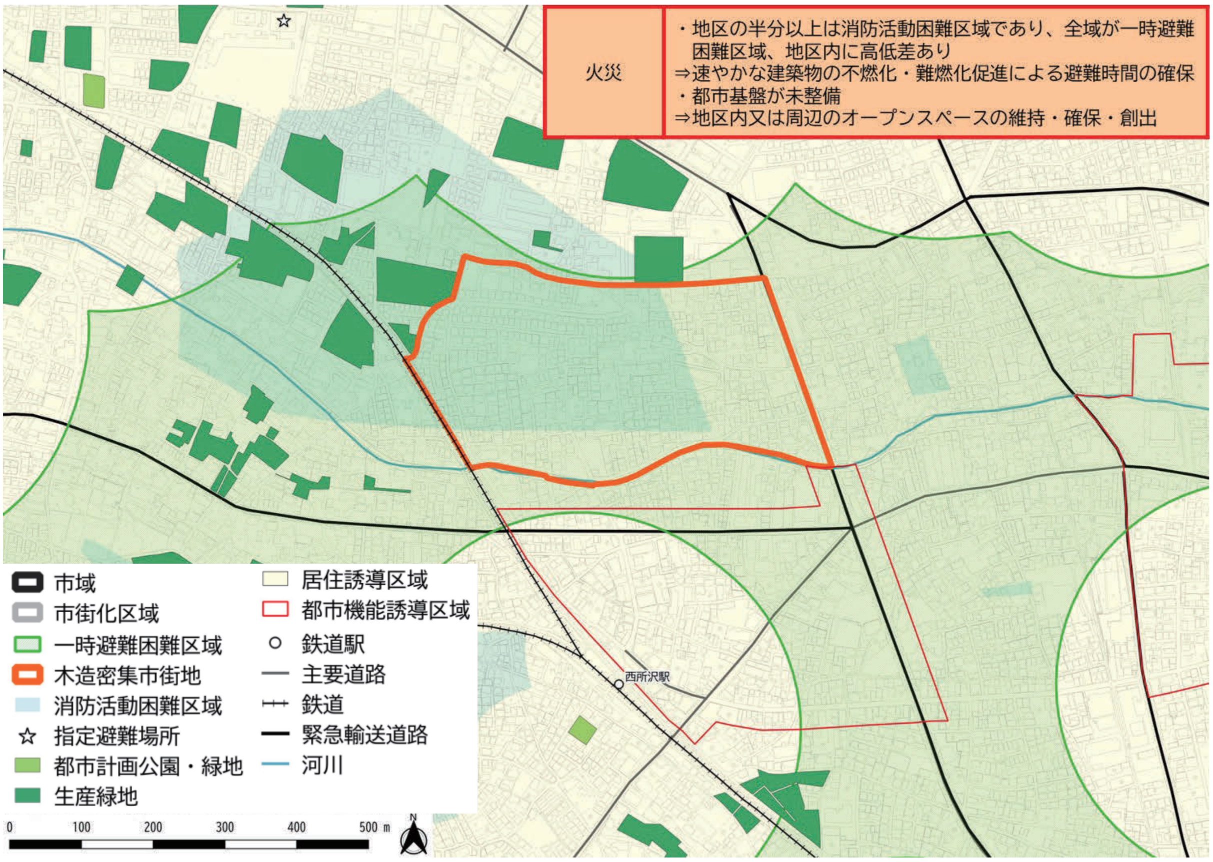

図 6-24　西所沢地区

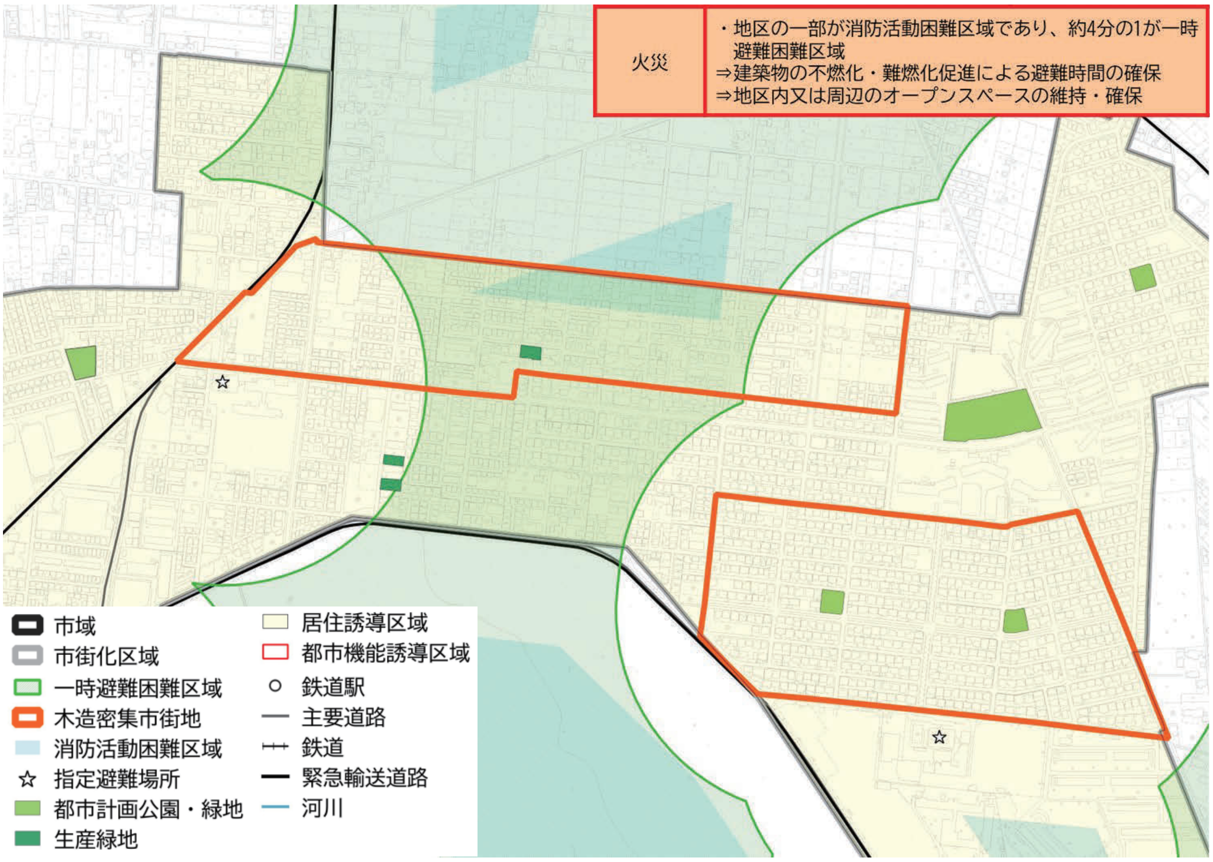
火災
・地区の一部が消防活動困難区域であり、約4分の1が一時避難困難区域
⇒建築物の不燃化・難燃化促進による避難時間の確保
⇒地区内又は周辺のオープンスペースの維持・確保
市域
市街化区域
一時避難困難区域
木造密集市街地
消防活動困難区域
指定避難場所
都市計画公園・緑地
生産緑地
居住誘導区域
都市機能誘導区域
鉄道駅
主要道路
鉄道
緊急輸送道路
河川

図 6-25　中新井地区

6　防災街づくりの取組方針

（1）上位計画及び関連計画の方針

所沢市都市計画マスタープラン、所沢市地域防災計画、所沢市国土強靭化地域計画及び所沢市マチごとエコタウン推進計画（所沢市地球温暖化対策実行計画）に記載している、防災・減災に向けた将来像及び方針を下表に示します。

表 6-11　上位計画及び関連計画の方針

計画名	計画の位置づけ・役割	防災・減災に向けた将来像及び方針
所沢市 都市計画 マスタープラン	将来の市街地像を市民に分かりやすい形で示し、市全域及び地域における土地利用、施設配置、地区計画などの方向付けを行うための計画	【街の将来像】 自然と調和し　安心して住み続けられる 持続可能で魅力的な街 【防災の方針】 安全・安心に生活できる災害に強い街 1　災害に強い街づくり 2　地域と協働による防災街づくり 3　復旧・復興の街づくり
所沢市 地域防災計画	市民の生命、身体及び財産を災害などから守るため、防災に関する業務や対策などを定めた計画	【基本方針】 1　自助、共助の強化 2　災害の拡大・二次災害への備え 3　公助の強化
所沢市 国土強靭化 地域計画	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくための計画	【本市の強靭化のための基本的な考え方】 1　市民の生命を最大限守る 2　市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する 3　地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する 4　迅速な復旧・復興を可能とする備えをする
所沢市 マチごとエコタウン 推進計画 （所沢市 地球温暖化 対策実行計画）	「マチごとエコタウン推進計画」は、環境保全に関する施策・事業を総合的・計画的に進めるための計画 「地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき、本市の地球温暖化対策の取組を定めた計画	【将来像】 “人と人”、“人と自然”との絆で、 子どもたちの未来を紡ぐ　エコタウン所沢 【基本方針】（抜粋） 1　低炭素社会 地域から地球環境を支え、持続可能な環境づくりに取り組みます 2　みどり・生物多様性 人と自然の共生に向け、みどりの保全・創出に取り組みます 5　都市環境 魅力的でいつまでも住み続けたい環境づくりに取り組みます

（2）取組方針

居住誘導区域には、災害リスクとして水害、土砂災害及び地震・火災が存在しています。

そこで本指針では、想定される各種リスクに対して課題を踏まえて、表 6-12 に災害別の取組方針を示し、表 6-13 にそれぞれの取組内容及びスケジュールなどを設定します。

表 6-12　災害別の取組方針

災害種別	取組方針
共通	人命及び財産を守るため、自助・共助・公助により防災・減災対策に取り組みます。
水害	・浸水想定区域内の住民や要配慮者が確実に避難し命を守る予防対策に取り組みます。 ・人命・財産への被害を防止・最小化するため、治水対策を推進します。 ・建築物の耐水構造化などにより、浸水被害の防止・軽減を図ります。
	河川沿川区域
	河岸浸食のリスクがあることから、市の情報に基づいて、速やかな水平避難など、市民自らが自分の命を守る行動をとるよう促します。
土砂災害	・土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域外とし、建築物の立地を居住誘導区域内へ誘導します。 ・擁壁や地盤の変化に係る情報共有、大雨警報や土砂災害警戒情報に基づき、迅速かつ的確な予防対策や避難行動に取り組みます。
地震・火災	・橋梁や上下水道施設など、インフラの耐震化に取り組みます。 ・オープンスペースなどの確保により、木造密集市街地をはじめとした火災の被害軽減及び延焼対策に取り組みます。 ・建築物の耐火促進や防火・準防火地域の指定により木造密集市街地のリスク軽減・解消を図ります。 ・建築物の耐震化を推進します。 ・避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができるよう、予防対策や避難行動に取り組みます。

（3）取組内容とスケジュール

表 6-13　取組内容とスケジュール

対象リスク	施策分類	取組内容	主体：県	主体：市	主体：市民等	スケジュール：短期	スケジュール：中期	スケジュール：長期
共通	ソフト	マイタイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	自主防災組織の育成・強化【地防】【強靱】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	地区防災計画の策定支援【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	自助・共助による市民の防災力の向上【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	避難行動要支援者の安全対策推進【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	要配慮者利用施設の支援体制【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	ハザードマップ等の作成・普及【地防】		●		━━	━━	━━
水害	ハード	流域治水の取組推進【地防】	●	●		━━	━━	━━
	ハード	治水施設の整備【地防】【強靱】【エコ】	●	●			━━	━━
	ハード	浸水や土砂崩れ、都市河川の氾濫などの防災対策【エコ】	●	●		━━	━━	━━
	ソフト	洪水予報、避難等の情報伝達【地防】		●		━━	━━	━━
	ソフト	避難確保計画の作成【地防】		●		━━	━━	━━
	ハード	宅地盤の嵩上や耐水性能を有する建築物の促進		●	●	━━	━━	━━
	ハード	二階建て以上の建築物の促進		●	●	━━	━━	━━
土砂災害	ハード	擁壁の適正な維持管理等の推進【強靱】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	大規模盛土造成地マップの作成・公表【地防】		●		━━	━━	━━
地震・火災	ハード	河川管理施設の耐震化【地防】	●	●			━━	━━
	ハード	緊急輸送道路の耐震性向上【地防】【強靱】	●	●		━━	━━	━━
	ハード	建築物の耐震化の推進【強靱】	●	●	●	━━	━━	━━
	ハード	上下水道施設の耐震化【地防】【強靱】		●		━━	━━	━━
	ハード ソフト	緊急輸送道路の沿道建築物の不燃化・耐震化推進【地防】【強靱】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	防災訓練の実施【地防】		●	●	━━	━━	━━
	ソフト	防火・準防火地域の指定推進【地防】【強靱】		●		━━	━━	━━
	ハード ソフト	公園・緑地、農地、オープンスペースの確保【地防】【強靱】【エコ】	●	●	●	━━	━━	━━
	ソフト	空き家対策の推進【地防】	●	●	●	━━	━━	━━
	ソフト	被災宅地危険度判定体制の整備【地防】	●	●		━━	━━	━━
	ソフト	被災建築物応急危険度判定体制の整備【地防】	●	●		━━	━━	━━

○市民等は市民、事業者、土地所有者のことをいう。
○取組内容の【　】は以下の計画に記載されている事項である。
　【地防】所沢市地域防災計画　【強靱】所沢市国土強靱化地域計画
　【エコ】所沢市マチごとエコタウン推進計画（所沢市地球温暖化対策実行計画）
○短期は令和 6 年度～令和 11 年度、中期は令和 12 年度～令和 17 年度、長期は令和 18 年度～令和 26 年度を目安とする。